

平成23年 7月 7日

法制問題小委員会ヒアリング
「著作権法第30条に係る意見」

一般社団法人日本レコード協会

● 違法配信を撲滅するための「新たな法整備」の検討

著作権法が改正され、昨年1月より「違法な音楽・映像を違法と知りながらダウンロードする行為が違法」となった。この法改正の周知については、官民協力して継続的に行ってきた結果、徐々にインターネットユーザーに浸透してきており、当協会が昨年実施したユーザー調査でも、10代・20代の若年層の法改正認知率は55%という結果が出ている。しかし、残念ながら、依然として正規流通を上回る大量の著作権侵害ファイルが蔓延している状況は改善するどころか、むしろ悪化しているのではないか。

同調査では、違法な音楽・映像等のダウンロード数は、視聴のみが許可されているストリーミングサイトからの不正なダウンロードを含め年間“43.6億ファイル”と推定。

【参考資料1】として、2008年私的録音録画小委員会報告書／2010年当協会調査対象表を添付。中でも特筆すべきは、今や違法ダウンロードはその約60%が動画サイトからということ。こうした状況を鑑み、現在、動画サイトに関する利用実態調査検討委員会（座長：濱野 保樹 東京大学教授）を設置(*1)し、報告書を取り纏め中。

【参考資料1】

：「2008年私的録音録画小委員会報告書／2010年当協会調査」対照表

| | 法改正前(2007年) | 法改正後一年経過(2010年) |
|--------------|-------------|-----------------|
| 携帯サイト | 3.99億ファイル | 4.5億ファイル |
| P2Pファイル共有サイト | 5.03億ファイル | 4.0億ファイル |
| その他PCサイト | — | 9.8億ファイル |
| 動画サイト | — | 25.3億ファイル |
| | 計 | 43.6億ファイル |

一方、2010年度、当協会は各種サイトの運営事業者に対し年間23.5万件の違法ファイルの削除要請を実施。前頁調査の“43.6億ファイル“がいかに膨大な量であり、とても一団体が対処できる規模ではないことは誰の目にも明らか。

さらに、状況の悪化を裏付けるものとして、当協会が昨年ユーザー調査の中で実施したグループインタビュー結果の一部を参考までに紹介する。このグループインタビューは、「違法配信の利用実態」、「有料・無料の使い分け」、「音楽にお金を払うことに対する意識」等をヒアリングしたもの。法改正の認知率が55%と高い結果が出た10代・20代のグループからは、次のような数々の衝撃的な発言がなされた。

<10代・20代グループでの主な発言>

- ・「法改正は自分には関係ない」
- ・「タダで手に入る違法ダウンロードは止められない。お金を払うなんて信じられない」
- ・「自分の周りの友人・知人はみんな違法ダウンロードをやっている」
- ・「みんな（沢山の人間）が違法ダウンロードをやっているのだから自分だけが警察に捕まることなど絶対ない」

このような違法状況の蔓延は、正規流通を阻害し、音楽を創作する者に対する正当な対価の還元がなくなり、新たな音楽の創作に悪影響を与えることとなる。大量に流通している著作権侵害ファイルの総量を減少させるため、『違法アップロードに対するそれと同様に、違法ダウンロードに対する刑事罰を導入する』という法改正の検討をお願いしたい。

<ご参考>

1. 【添付資料1】(*1)にかかる2011年4月18日付けプレスリリース

●「私的録音録画補償金問題」

現行著作権法制定時、「個人あるいは家庭内の複製は量的にも零細であり、著作権者等の利益を不当に害するものではない」という考えに基づき、著作権者等の権利が及ばないものとされていた。しかし、複製技術、とりわけデジタル技術の発達普及により、個人や家庭内においても、市販の音楽 CD や DVD と同等の高品質の複製物を大量かつ容易に作成することが可能となり、著作権者等に及ぼす不利益が看過できなくなったことから、権利者、メーカーおよび消費者の間で約 15 年間の議論の末、平成 4 年に私的録音録画補償金制度が導入された。

その後、現在に至るまで、著作物等の私的録音録画は益々増加する一方、著作物等の円滑な利用と著作権者等の権利の保護と適正な調整を図るために導入された私的録音録画補償金制度は、新たな録音・録画機器がメーカー等の反対により政令指定されないため、形骸化してしまっている。

特に、私的録音補償金に至っては、機器の発展に対して制度の変更が全く追いついていない。『携帯音楽プレーヤー』に代表されるように、世の中にこれだけたくさんの大容量の録音機器が浸透し隆盛を極めているのに反して、私的録音補償金は、2001 年の 40 億円をピークに減少し続け、2010 年にはピーク時の 8% にあたる 3 億円まで落ち込んでいる。

私的録音録画の名のもとに大量の複製が行われているにもかかわらず、権利者は権利制限の適切な代償措置を受けていない。

「著作物等の円滑な利用と著作権者等の権利の保護と適正な調整を図るために導入された私的録音録画補償金制度」の充実、または、それに代わる制度の創設を行うことにより、全ての関係者の利益が図られるよう早急に対応するべきである。

以上